

# 宮崎県総合計画審議会第4回専門部会 (くらしづくり部会)

日 時 平成27年3月19日(木)

15:00~17:00

場 所 県企業局庁舎1階 県電ホール

午後3時開会

○事務局 それでは、ただいまより宮崎県総合計画審議会第4回くらしづくり部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、総合政策部長の橋本より御挨拶を申し上げます。

○総合政策部長 皆さん、こんにちは。委員の先生におかれましては、大変お忙しい中、この部会に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

何度も御議論いただきました総合計画長期ビジョンにつきましては、おかげさまで先般の議会で議決を頂戴したということで、正式に県の計画として確定いたしました。その長期ビジョンを、後は知事の政策提案を踏まえて、より具体的な肉づけの御議論をいただくということで、これからアクションプランに向けた御議論をお願いしたいと思っていますところでございます。

地方創生に関して、国は昨年12月に総合戦略を策定しております。県と市町村は来年度中に、県分、市町村分の総合戦略をつくることが求められておりますけれども、我々としては、9月を目途につくってまいりたいと思っております。特にKPI等についても言われており、いろいろな成果指標を掲げていくということを求められていますが、まさに宮崎県の場合は総合計画アクションプランとの連動が非常に大事だと思いますので、その意味で大きな方向性を決める重要な時期に来ていると思っております。ぜひ活発な御議論をいただき、実りある会議になることをお願いいたしまして、冒頭、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局 次に、本日の出席者の御紹介でございます。お手元の名簿と配席図で御紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日は、河野委員、山崎委員、椎葉委員、細山田専門委員におかれましては、所用により御欠席ということでございます。また、橋本総合政策部長、永山総合政策部次長、井手総合政策課長が同席させていただいております。よろしく願いいたします。

本日は、アクションプランの素案につきまして、皆様の御意見をお伺いさせていただきます。また、本日の会議資料とあわせまして、これまで議論いただき、2月定例県議会で議決になりました長期ビジョンの最終版も配付させていただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。

これからにつきましては、出口部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○部会長** 皆さん、こんにちは。これから皆様のアクションプランに対する忌憚のない御意見をいただきます。御協力をよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

まず、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。詠田委員と初鹿野専門委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入りたいと思います。

まず、アクションプラン全体を説明させていただきますが、非常にボリュームのある内容ですので、総括部分とくらし部分をまず説明していただいて、その後、ほかの関連のプログラムについて説明していただきたいと思います。

では、早速、事務局より説明のほうをよろしくお願いいたします。

**○事務局** それでは、説明をさせていただきます。

まず、お手元の会議資料を確認いたします。

お配りしておりますのは、裏に名簿がついておりますが、会議次第、配席図、資料1としましてA3判のアクションプランの概念図、資料2としてA3判のアクションプランの構成(案)、資料3として今後のスケジュール、それから、アクションプラン(素案)の冊子本体を配っております。「アクションプラン素案に係る御意見について」という別紙様式も配付しておりますので、御確認をしていただければと思います。座って説明させていただきます。

まず、アクションプランの総論の部分について説明いたします。

アクションプラン(素案)の冊子の3ページをごらんください。この部分は、アクションプランの策定趣旨や期間、進行管理に関する部分になります。基本的な内容になりますので、今回の策定に当たっても大きな変更はないところですが、社会情勢の変化等に合わせて必要な修正を行っております。

計画期間につきましては、既に策定しました長期ビジョンを受けまして、4年間の行動計画として策定しますので、現行プランが今年度までということで、新たなプランは27年度から30年度までということになります。

進行管理につきましては、毎年度、工程表を作成しまして、実施状況の評価を行っていくという形にしております。

次に、資料1のA3判の概念図を見ていただきたいと思います。この概念図につきましては、左側が今のアクションプランの概念図、右側が今回新たに策定するアクション

プランの概念図ということで、大きく変えましたところを赤字で表示しております。こちらを比較しながら見ていただきたいと思います。

このアクションプランにつきましては、長期ビジョンと、知事の公約、政策提案というところから大きな矢印が出ておりますが、この2つを踏まえまして、整理していくという形になります。

それでは、アクションプランの四角囲みの中を簡単に説明いたします。

4年間の施策目標についてですが、比べていただきますと、「人」「暮らし」「産業」という3つの観点から整理しているところは、今回も変わりませんが、左側の現行アクションプランは、口蹄疫や東日本大震災等の発生から間もない時期の策定でしたので、「危機事象への対応と再生・復興」が目標に入っております。この内容は、今回、長期ビジョンの戦略やアクションプランの重点プログラムの中で整理しておりますので、目標への特出しは行っておりません。

また施策目標の詳細については素案冊子の5ページを見ていただきたいと思います。『みやざき新時代』を切り拓く」というキーワードのもとで、「躍動する『人』」「活力ある『産業』」「充実した『暮らし』」という3つの観点で目指す方向を整理しております。

まず、「躍動する『人』」では、将来世代の育成や子育て支援、移住対策、女性・高齢者等の活躍促進により、「脱少子化・子育て応援県」や全員参加型社会の実現を目標としています。

「活力ある『産業』」では、本県の基幹産業であります農林水産業など産業の成長加速化や、国内外を相手に競争できる中核的企業の育成、地域経済を循環させる仕組みづくりなどによりまして、安定した雇用の確保・拡大を目指すこととしています。

「充実した『暮らし』」では、今の時代は一定の経済的豊かさというのは、ある程度達成しておりますので、人々の価値観も非常に多様化しております。地域に対する愛着や誇りの醸成、県民との連携・協働による地域づくり、さまざまな災害にも負けない安心・安全な社会づくりなどを推進していくことで、経済的な豊かさとお金にかえられない価値との両方が調和した真に豊かな暮らしの実現を目標としております。

もう一度、資料1をごらんいただきたいと思います。現行アクションプランのほうは、施策目標の下に「未来を築く地域創造システムの構築」という部分がございます。この部分は、その内容や考え方につきまして、今回は重点施策のプログラムの中に、引

き継いで整理しておりますので、項目としては割愛しております。

次に、基本姿勢ですが、この部分は、アクションプランを推進していくに当たっての取組姿勢になります。今回は6項目を掲げております。詳細は冊子の6ページ、7ページをごらんください。

基本的な取組姿勢としては、現行アクションプランのものから、そう大きく変わるといったものではないのですが、知事の公約やこの4年間の取組状況を踏まえまして、整理をし直しております。特にこの計画の基本目標であります「新しいゆたかさ」の実現のため、知事の公約にもありましたが、その指針となる「ゆたかさの指標化」につきまして、1番目に「新しい生き方、価値観の提案」として記載しております。また、快適に安心して地元で生活できる環境整備や、地域への誇りや愛着を育むことのできる地域社会の構築ということで、3番目に「誇りの持てる地域社会の構築」という項目を今回新たに加えております。

最後に、資料1を見ていただきますと、右側の下の方に重点施策ということで「新しいゆたかさ展開プログラム」を立てております。現行のアクションプランでは10項目ありますが、今回の策定に当たりまして、長期ビジョンの長期戦略に対応する形で8つのプログラムとして整理を行っております。各プログラムの詳細につきましては、「人」「くらし」「産業」のそれぞれの関連に分けまして、各担当より随時説明をしてまいりたいと思います。

引き続き、私のほうから「くらし」関連のプログラムを中心に御説明差し上げたいと思います。

まず、重点施策のプログラムの記載の構成について少し説明をさせていただきます。冊子の11ページをごらんください。

重点施策につきましては、「新しいゆたかさ展開プログラム」としまして、プログラム「1 人口問題対策」から「8 危機管理強化」まで、長期ビジョンの8つの課題に対応した柱立てとしております。

説明に入ります前に、各プログラムの基本構成を簡単に説明いたしますが、プログラム6を例に説明させていただきますので、54ページをお開きください。

まず、現状と課題ということで挙がっております。これは、これまで御審議いただきました長期ビジョンの中で御説明しました内容をプログラムごとに整理しております。その下の取組方針ですが、現状と課題を踏まえまして、各プログラムで実施しようとする

る主な取組を簡単に書いているところです。

55ページですが、プログラムの構成につきましては、取組方針を踏まえまして、各プログラムを重点項目ごとに整理し、取り組んでいく内容を記載しております。各重点項目と取組につきましては、56ページ以降で後ほど説明させていただきます。

重点指標ですが、これは、4年間のプログラム全体の成果や達成度を見ていくために30年までの目標値等を整理したものです。表の見方としましては、左から、指標、現況値、目標値、設定した指標で何を目指しているのかという目的をまとめております。

その下の関連する施策の柱につきましては、長期ビジョンの分野別施策の該当する内容を整理しているということです。

以上が構成です。

具体的な中身につきましては、引き続き54ページを見ながら御説明いたします。

まず、くらしづくり関連ということで、プログラム6、7、8について、説明をさせていただきます。

「6 文化スポーツ振興プログラム」です。

現状と課題につきましては、文化的資源が再注目されていること、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を見据えた環境づくりが求められていること、担い手の減少により文化の維持・継承が困難となる懸念があることなどを記載しておりまして、このような現状を踏まえまして、取組方針を整理しております。

次に、55ページのプログラムの構成ですが、こういう取組方針を踏まえまして、文化やスポーツに触れる機会の充実、郷土愛の醸成という観点から3つの項目を設定しております。また、この重点項目に沿った形で、4つの重点指標を設定しております。この表の中では、上の2つの項目が長期ビジョンの戦略目標にも掲げているものになっております。

56ページをお開きください。具体的な内容ですが、まず重点項目の1つ目、「文化に触れる機会の充実」では、実施内容としまして、県内各地での巡回展やアウトリーチ活動など多様な形で公演等を鑑賞する機会の提供、市町村や文化団体の行う文化イベントに対する助成など、文化振興の取組を記載しております。

その下に県民の主な役割がありますが、これは、プログラムの推進に向けて、行政だけではなく、県民の皆様、企業、団体に幅広く取り組んでいただきたい内容を記載しております。全てにこの部分がありますが、この部分の説明は割愛させていただきます。

次に、57ページの重点項目の2つ目、「スポーツに触れる機会の充実」です。ここでは、生涯スポーツと競技スポーツに分けて2つの取組を掲げております。

取組2-1「生涯スポーツの振興」では、1130(いちいちさんまる)県民運動の展開、総合型地域スポーツクラブの育成、ねんりんピック等の開催支援、各種障がい者スポーツ大会の計画的な開催などを挙げております。

取組2-2「競技スポーツの振興」では、ジュニア期からの一貫した選手の育成強化、2巡目の国体の開催を意識した準備の取組などを記載しております。

58ページをあけていただきまして、重点項目の3つ目、「地域への誇りや愛着(郷土愛)の醸成」です。郷土への理解と魅力向上の観点から2つの取組を挙げております。

取組3-1「郷土への理解を深める取組の充実」では、伝統文化や郷土の偉人などに親しむ機会の充実、特色ある文化財や文化資源の保護・継承など、取組3-2「地域の魅力を高める取組の充実」では、神楽のユネスコ無形文化遺産登録や西都原古墳群の世界文化遺産登録、霧島ジオパークの世界認定を目指した取組などを記載しております。

以上が「文化スポーツ振興プログラム」です。

次に、60ページをお開きください。「7 いきいき共生社会づくりプログラム」です。

こちらの現状と課題につきましては、人口減少等が続く中で、生活に必要なサービスの維持・提供が困難になること、認知症等の増加で介護負担の増大が懸念されること、健康づくりや医療、自殺対策など課題を抱えている分野がまだまだあること、豊かな自然環境など本県のよさを将来の世代へ引き継いでいくことが求められていること、こういうところを記載しております。

これを踏まえて取組方針を整理しておりまして、61ページのプログラムの構成につながっております。

ここのプログラムの重点項目としましては、心身ともに健康で将来にわたって快適に安心して生活できるという観点から、6つの項目を設定しております。

また、この重点項目に沿った形で、62ページに重点指標を設定しております。重点指標の中で、1つ目、3つ目、5つ目が長期ビジョンの戦略目標にも掲げているものになります。

取組については、63ページから説明いたします。

まず、重点項目の1つ目、「生活に必要な各種サービスや機能の維持・効率的な提供に向けた環境整備」では取組として2つ掲げています。

取組 1-1 「生活に必要な機能の維持・補完」では、市町村間の相互補完、拠点となる都市を中心とした広域的な連携の推進、地域公共交通網の再構築などを挙げています。

取組 1-2 「県民参加型の地域経営の推進」では、地域課題の効果的な解決のための多様な主体の協働推進、地域づくりコーディネーターの育成支援などを記載しております。

次に、65ページをごらんください。重点項目の2つ目としまして、「地域における福祉・医療が充実したくらしづくり」では、2つの取組を掲げています。

取組 2-1 「地域医療の充実・強化」では、在宅医療の推進、若手医師の県内定着、看護師等の安定的な育成・確保などです。

取組 2-2 「地域における福祉の充実」では、福祉・医療・介護・教育など、分野横断的に支援する体制づくり、66ページに移りまして、医療や介護サービスが切れ目なく提供される仕組みづくりなどを記載しております。

次に、67ページ、重点項目の3つ目としまして、「ライフステージに合わせた心身の健康づくり」では、体と心の健康という観点から2つの取組を挙げています。

取組 3-1 「生涯を通じた健康づくり」では、生活習慣病予防、喫煙対策や歯科保健対策、社会参加を通じた介護予防の促進などがあります。

取組 3-2 「生きる喜びを実感できる社会づくり」では、総合的な自殺対策、みやざき地域見守り応援隊などの新たな見守り体制の整備などを記載しております。

次に、69ページをお開きください。重点項目の4つ目、「低炭素社会の実現に向けた自然と共生するくらしづくり」は、環境の部分になります。ここでは3つの取組を挙げております。

取組 4-1 「持続可能な低炭素・循環型の地域づくり」では、節電やエコドライブ等の県みずから率先した取組の推進、適正な森林の管理、廃棄物等のリサイクルなどを挙げています。

取組 4-2 「持続可能な地球環境等の保全」では、大気・水環境の常時監視や、工場等への監視・指導、生活排水処理施設の整備支援、環境保全活動の推進などを記載しております。

70ページの取組 4-3 「豊かな自然と生物多様性の確保」では、田んぼ等の水辺や藻場・干潟等の環境・生態系の保全、野生動植物の生息状況調査、祖母傾山系周辺地域のユネスコエコパーク登録などを記載しています。

71ページ、重点項目の5つ目は、「安全・安心な人にやさしいまちづくり」です。ここでは取組を3つ掲げております。

取組5-1「暮らしやすいまちづくり」では、ユニバーサルデザインの普及・啓発、公共施設等のバリアフリー化、空き家対策支援、動物愛護センターの設置を記載しています。

取組5-2「犯罪の起きにくいまちづくり」では、交番相談員やスクールサポーター等の充実、交番機能の強化、自主防犯ボランティア活動の促進、女性に対する暴力防止などを記載しています。

72ページの取組5-3「交通事故のないまちづくり」では、漫然運転防止など交通安全の啓発、高齢者や若者への交通安全教育、交通安全施設の整備などを挙げています。

73ページ、重点項目の6つ目、「中山間地域の維持・活性化」です。

取組6-1「集落の維持・活性化」では、魅力ある地域づくりの取組支援、いきいき集落の活動支援、県民運動などの取組を挙げています。

取組6-2「日常生活の維持・向上」では、生活に必要な交通の維持・確保、携帯電話サービス未提供地域の解消、鳥獣被害対策などを記載しております。

以上が「いきいき共生社会づくりプログラム」です。

74ページ、「8 危機管理強化プログラム」を御説明します。

ここの現状と課題では、本県はさまざまな自然環境のリスクがあること、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化で機能の維持強化が課題であること、国内外で人の感染症や家畜伝染病の発生が確認されて危機感が高まっていることなどを記載しまして、取組方針、プログラムの構成を整理しております。

プログラムの構成は、危機事象に強い環境づくりという観点から、4つの重点項目を設定しており、この重点項目に沿った形で重点指標を整理しております。表の1つ目と3つ目が長期ビジョンの戦略目標にも掲げているものになります。

76ページをあけてください。重点項目の1つ目、「ソフト・ハード両面からの防災・減災対策」では、3つの取組を挙げています。

取組1-1「危機に対して的確に行動できる人づくり・強くしなやかな地域づくり」では、防災知識の普及、防災意識の啓発、消防団員の確保や防災士の養成、子供への防災教育推進など、取組1-2「危機対応の機能強化」では、広域連携体制の確保、県の防災拠点庁舎の整備、災害派遣精神医療チームの整備などを挙げています。

取組 1－3「災害に強い県土づくり」では、河川改修や砂浜再生といったハード対策、土砂災害危険箇所の砂防施設等整備、公共建築物の耐震化などを記載しております。

79ページ、重点項目の2つ目、「緊急輸送や救急医療の観点による社会資本整備と、社会資本の適切な維持管理」です。ここでは2つの取組を掲げています。

取組 2－1「地域に必要な機能の維持・確保」では、高速道路ネットワークの早期整備、緊急輸送道路等の整備を挙げています。

取組 2－2「社会資本の適切なマネジメント」では、橋梁・トンネル等の公共土木施設の適切な管理と長寿命化、多様な民間主体と連携した県民協働による維持管理などを挙げております。

80ページ、重点項目の3つ目、「人への感染症に対する感染予防・流行対策強化」では2つの取組を挙げています。

取組 3－1「県民と関係機関が一体となった感染症予防対策の構築」では、感染症の検査体制等の整備、医療機関の体制強化、患者発生を想定した訓練の実施など、取組 3－2「大流行を想定した県民生活の維持」では、新型インフルエンザの発生を想定した関係機関との連携強化、医薬品等の備蓄などを記載しています。

次に、81ページの重点項目の4つ目、「家畜伝染病に対する防疫対策の強化」です。ここでは2つの取組を挙げています。

取組 4－1「関係機関が一体となった防疫体制の構築」では、水際での防疫体制の確立、発生を想定した防疫演習の継続など、取組 4－2「農場における防疫体制の徹底」では、飼養衛生管理基準の遵守徹底、家畜防疫員による巡回指導の実施などを記載しているところです。

「くらし」関連のプログラムについての説明は以上です。

**○部会長** ありがとうございます。内容の濃い説明でした。どの箇所でも結構ですが、質問、御意見をいただきたいと思います。今回は、アクションプランに対する意見の漏れが特にないかとか、この辺の表現はもう少し強く言ったほうがいいのではないとか、種々御意見があるかと思しますので、皆様方の立場から専門的な意見をよろしく願いいたします。どちらの部分でも結構だと思います。よろしく願いいたします。

**○委員** 63ページの取組 1－2「県民参加型の地域経営の推進」の2番目に、地域づくりコーディネーターの育成を支援するという項目が出ています。今、地域づくりコーディネーターを何名ぐらい養成されているのか、今後このコーディネーターをどういうふう

に養成されるのかということが気になります。何かあると常にコーディネーターの養成ということで養成しているんですが、その方たちが果たして地域でどういう役割を果たしているのか。福祉コーディネーターのほうの問題も以前出ました。コーディネーターというのは、最近ものすごく、いろんな意味で使われますが、地についての活動と結びついていないという現状を地域の中で感じます。

防災士にしてもしかりです。意外と公務員の方たちが防災士の資格を取っていますが、公務員は災害時には地域にいないだろうと思います。地域の中にいないのに、あなたが防災士でどうするのかということも感じたりします。それよりか一般の人たち、要するに常に地域にいる人たちがそういう資格を取ってもらうということと、コーディネーターというものを安易に養成して、次のページにもあると思いますが、介護保険が国から市町村へということで移行されていくと、今度は生活支援サービスコーディネーターなるものの養成が、どうのこうのという項目がまた出てくると思います。どこが違って、誰が何をするのかということところが非常に不明確です。養成した後どうなるのかというのが、非常に気になっているところです。

あわせて65ページの取組2-2の実施内容に「分野横断的に支援する体制づくり」とあります。常に分野横断的と言われますが、いろんなことで県と話をするとき、「いや、うちはこの分野での専門ですから」と、要するに縦割り行政の弊害を地域住民として感じます。この前、県営住宅の空き家を使って福祉の活動はできないかという提案をしたら、「県営住宅は建築住宅課で、国のほうからの補助金が入った住宅になるので、それは目的外使用になってできません」と。福祉をどんどん地域におろしてきているので、住宅のほうと福祉をドッキングさせて、地域でより活動がしやすい形で支援する体制はできないのかといったことも考えますが、この辺のところは県としてどういうふうに判断されるのか。介護保険が変わってきますが、市町村で具体的なところが全然出ていない。29年度の4月からは完全に移行するといったときに、県としては、その辺をどう考えていらっしゃるのか、いきいき共生社会づくりプログラムのところが、その辺に対して余り踏み込んでいないということを感じたところです。以上です。

**○部会長** ありがとうございます。2点、これからやるところのアクションプランでここをどういうふうに表現するかということも含めて、事務局のほう、よろしいですか。

**○総合政策課長** 非常に重いテーマだなと思いながら聞いておりました。しかも、縦割り行政のお話もありましたが、前から言われている問題点、課題点も含んでいます。特

に介護保険のくだりですが、地域包括ケアシステムに移行していきます。この辺については制度そのものが大きく変わる中で、地域づくりというか、地域のデザインとしてどういうふうに介護の必要な方々をサポートしていくのか、今、そういう検討をしております。

恐らくこれは、行政だけではとてもやれることではないので、医療、介護、福祉、それぞれの分野の専門の機関・団体と、うまく連携しながら、なおかつ、まさにコーディネートのお話になって恐縮ですが、その間をしっかりとコーディネートしてくれる人たち、それは行政の職員もそうでしょうし、団体、地域にいらっしゃる方々も活用させていただきながら、そういう仕組みをつくっていくのだろうと考えています。そこについては少しお時間をいただきながら、仕組みそのものをつくっていこうと思っておりますし、その活動について御意見いただいたところを踏まえながら、変えていきたいと思っております。

コーディネーターというものを、どう育成して、どう使われていくのか、そこについては、今申し上げたように、これは非常に大事な機能であると思っておりますし、それぞれの分野において、どういう目的でどういう方になっていただくのがいいのかを見定めながら、どう育成するのか、そして一番大事なものは、本当にその方々が働きやすい環境をつくっていけているのかどうかを、検証していくことだと思っておりますので、そこについては今後の計画に基づいて政策評価等を行ってまいりますので、そこできちんと議論をしながら修正していきたいと思っております。

**○総合政策部次長** 補足しますが、地域づくりコーディネーターは、具体的に言うと地域づくりネットワーク協議会において、それぞれコーディネーターを育てていこうということで、単に行政側が育てるという意識ではなくて、自主的な団体であるネットワーク協議会の中で、コーディネーターを育てて、その活用とかフォローも協議会の中でやっていきたいと思いますということで、これまでのコーディネーターの育て方とすると、少し違うやり方をしています。そういう観点から、ここだけのコーディネーターの話ではないので、育った方々がしっかり活動できるような基盤もつくりながらというのが、今後、コーディネーターにおいては大事な点になるのではないかと考えています。

それから、縦割りは決して悪いことではないです。それぞれがそれぞれの分野に、しっかり責任を持つという意味では、間違いなく組織になれば「縦」は必要です。ただ、そこを横串でしっかりつないでいく、意識を共有化するということが必要なのだろうと思

います。そのために総合政策部みたいな部署もあるわけですし、こうやってしっかり書き込んで計画づくりをすることでその壁を取り除いて、それぞれが責任を持っていく関係を築いていくということだろうと思っています。

**○部会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今のように足りないものあるいは視点の部分を指摘していただければ深まると思いますので、よろしく願いいたします。

**○委員** 71ページと72ページの「安全・安心な人にやさしいまちづくり」のところですか。町に出ている方々とお話するとき、交通安全の話と防犯の話が時々矛盾することがあります。通学路がありますね。保護者の人は「スクールゾーンにしてくれ」と言うわけです。しかし、スクールゾーンにすると車が通らない。そこに人家がないとき、子供たちだけになる。では、どうするのかという話です。子供たちは「助けて」と言う相手がいらないわけです。交通事故の面から見ると、スクールゾーン、通さないという排除がいい。防犯的に言うと、大人がいてくれないと困るわけです。この辺のところは、地域で見守りをしている高齢者の方からよく質問が出ます。運転する人の意識の中に子供を見守ろうという気持ちがあれば、通ってもらったほうがいいわけですが、そういうものがない人は通ってほしくない。危ないわけです。となってきたときに、もう一つ大事なものは、歩く子供の意識です。自分の身をどう守るのかということも、一方ですっかり教育していく。右側を歩きなさい、横断歩道で手を挙げなさい、何でですかと言われたときに、きちんと大人がどれだけ答えられるのか。とめることはするけれども、そこを教えているのかということがある。交通事故のないまちづくりと犯罪の起きにくいまちづくりの整合性というのも県民から声が出ている部分があるので、この辺はどういう考え方で整理するのかというのはいかがでしょうか。

**○総合政策課長** 今回は難しい問題がいっぱい出まして、先ほどの縦割りの話ではないですが、それぞれの分野で書き込んであるものを、横で見たときにどうなのか、そういう視点でもう一回見直さないといけない部分があるのだなと今思った次第です。

ただ、行政でできる部分とできない部分がありますので、行政でできない部分についても、県民の主な役割というところである程度、そういう含みのある言葉で書いていければいいのかなと思います。子供たちに対する交通安全指導なり、もしくは防犯に対するものの考え方、それを県民の皆さん方が見られて何らかの問いかけなり呼びかけなりができるような書き方を考えてまいりたいと思います。

○総合政策部長 確かに、ここの御指摘のありました意識の問題、少し足りていないのかもしれない。考えてみたいと思いますし、例えば高千穂町では子供さんたちがみんな挨拶しますね。最近、都会では、知らない人と口をきいてはいけないと言われていて、非常に矛盾に満ちた部分もあります。ぜひいろいろお知恵をいただければと思います。

○部会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

○委員 71ページの「犯罪の起きにくいまちづくり」の3番目、インターネットの問題が出ていますが、今回の川崎の事件でもあったように、LINEの問題等が今、青少年の問題の中で大きな割合を占めていると思います。その割にはそういう記載が少ないと思います。フィルタリングを普及しましょうとか、ここに出ているだけで、危険性を周知をしましょうという程度におさまっています。ここは、前の「人づくり」のプログラムのところとも関連するのかなと思いますが、子供たちの健全育成と安心・安全をリンクさせたときに、今のIT機器の問題に関しての危機感を、きちんと記載していったほうが良いような気がします。

きょう、県立高校入試の発表でしたね。入試に受かると全員スマホを買ってもらっています。スマホ片手の中学3年生をきょうも何人も見かけました。ただ、携帯電話はフィルタリングがどうにか周知しやすい。ところが、スマホになるとフィルタリングということにはならないんです。そうなったときに全ての情報がLINEで回る。先般起きました宮崎市内での中学生の犯罪にしても、ユーチューブから犯罪の手引きを全部いただいて、それを実行して犯罪に至っています。この問題というのは避けて通れないし、今からますます大変になってきます。安心・安全という意味で子供たちを守ることからも、もう少しここのところを重点的に書いてほしいと思いました。以上です。

○総合政策部長 また難問になるんですが、先ほどの交通事故も一緒だと思います。社会が危なくないようにとするだけではなくて、オウンリスク（自己責任）でどこまでいけるのか。我々が子供のころは、どこかへ行って、これは危ないなと学びながらだったと思いますが、全てを防ぐ、例えば全部フィルタリングすれば本当にいいのか、ということでもないと思います。その利便性とどうつき合うか、光と影の部分をしっかり理解した上での、人財づくりという意味になるのかもしれないということで、後ほど説明はありますが、広い意味で言えば、生きる力を育む教育、そういうところにどういう記載をするのか、こちらにも記載するのか、考えてみたいと思います。

私自身、自分の子供が小学生ですが、校区の外に出てはいけないと言われていて、私

の世代の感覚からいうと信じられない。普通に自転車であちこち飛び回っていたのですが、今は、無難に無難にという規制がかかっている、放課後に校庭で遊んではいけなくて、何か事故があったときに管理責任を問われるということで、学校の先生がいないときは使ってくれるなというふうになっていると思いますが、本当にそういうアプローチがいいのかどうか、個人的にも非常に疑問を持っているところがあります。どう書き込めるか、また御相談させてください。

**○委員** 今度のプランの中に県民の役割というものが、それぞれの項目にきちんと位置づけられています。先ほどの話にしても、私、いつも申し上げているのは、行政がやるのではなくて、あくまでも、この主人公は県民がやるべきことなのだとこのところですが、そういう意味では、県民の主な役割、ここあたりをもう少し強化するということがされると、先ほどの問題も、親がきちんとそのあたりは指導するとか、そういうことまで読み込んでいけば、いいのではないかなと思います。以上です。

**○部会長** ありがとうございます。ほかにございませんか。

**○委員** 2点ほどあります。

1つは、62ページに「プログラム全体の成果や達成度を見るための指標」というものがあって、自分の専門に関係するところで、これでいいのかなと思った部分が、「いきいき共生社会づくりプログラム」の重点項目4です。「低炭素社会の実現に向けた自然と共生するくらしづくり」ということで、環境の話をしてしているのですが、例えばこの環境のプログラムで達成するものを何ではかるかということ、温室効果ガス排出量の削減率ではかるということになっています。ただ、それがここに書かれている取組4-2や取組4-3にどうかかわってくるのか、そこがはっきりしない。全然違うもので全然違うものをはかっていることになってはいないかというところが気になります。

例えば70ページにある取組4-3「豊かな自然と生物多様性の確保」に、水環境の話が出てきますが、申しわけないけれども、大淀川は九州の中でもどちらかというと汚い川ですね。何で汚いかというと都城から畜産の生排水が出てくるからです。それが本庄川で希釈されて何となくきれいな形で海へ出ている、そういう状況です。例えば水環境の改善ということで行政ができる指標としては、畜産排水の管理のようなことも実際やられていると思いますが、それが直接的に水環境の改善につながっていくという話にもなって、取組4-3のところ大きくかかわってきます。ここは低炭素の話ではなくて、そういうものが評価の指標としてないと、せっかくここに書いてあることを実行したと

してもそれが評価に値するものかどうかよくわからないということになってしまいます。

また、同じようなことに関連して、2つ目ですが、75ページに「危機管理強化プログラム」があって、ここもプログラム全体の成果の達成度を見るための指標が4つ挙がっています。例えば重点項目2に関しては、宮崎県にとっては非常に重要な問題だと思えますが、地方の中山間地域をいっぱい抱える地域で、今あるインフラをどうやって維持更新していくのか。時間がたてばたつほど、どんどんふえていくわけです。きちんとアセットマネジメントで計画的に更新していくことが、例えば県土整備部なんかではやられているはずですが、その進捗というものが、大きな危機管理上の指標の一つになっていないのではないかと思います。ここに全くその部分が入っていない。

今、2つほど言いましたが、全体として、掲げている項目と評価する指標がうまく合っているのか合っていないのか。合っていなければ、県の中でいろいろ取組をされているはずなので、それに合う、うまい指標を入れていく必要があるのではないかとということ、意見として言わせていただきます。

**○総合政策部次長** あくまでも今回の指標は、重点的な指標ということで、環境という観点で捉えた場合には、選択肢として温暖化防止ということを入れています。実際の活動は、先ほどおっしゃったように、河川の浄化、特に畜産を抱えている宮崎県にとって非常に大きな課題ですから、毎年度の取組については工程表を定めながらやっていきますが、そのときに毎年度の目標として何を設定するのかということが、またワンランク下の具体化のところでの指標として使っていくことになります。

ただ、今、御指摘があったように、もう少し大きく見た場合に、やはり入れておくべき指標があるのではないかとこの視点は当然必要だと思いますので、今のような指摘も含めて、このプログラムの中でも必要な指標については、取り入れていくことが必要だろうと思います。

**○部会長** 私も今の話と関連して、79ページについて少し心配になっています。取組2-2「社会資本の適切なマネジメント」のところ、財政の制限という点は非常に大きいと思うので、もう少し財政の制限との兼ね合いを表現していただいたほうがいいかなと思います。

それから、公共施設等は「全庁的な」という表現で、そこに書いていますが、全体的な県としての方針を市町村とも一緒にやっていくという視点が必要だろうと思います。

そういう意味では、今度は実施内容の最後のところ、「地域住民やNPO、企業など多

様な民間主体と連携し」というものではなくて、民間の資本とか、技量とか、そういうものを活用する、例えばPFIみたいなものを積極的に取り込まないと、県あるいは市町村の負担というものは、なかなか少なくならないと思うので、その辺ももう一遍アセットマネジメントあるいはこういう中で検討して組み込んで、逆に、先ほどの指標として、例えば民間の活力の実施割合みたいなものを、目標として設定できるのであれば設定して進めたほうが、やりやすいのではないかと思います。これは意見ということによろしいかと思えます。

ほかにございますか。

**○委員** 65ページです。少し気になったものですから。取組2-1の県民の主な役割の最後のところに「地域の医療機関においては、県立病院との連携を強化し、共に地域医療の充実に努めましょう」とありますが、県民の役割というところなので、「医療機関においては」という文言がどうなのかということが気になりました。

もう一つは、県のプランなので、県病院と断定していいのかなと思いつつ、上との兼ね合いもあるので、病床機能が変化していく中で、今回の医療改革のことはほとんど入っているのですが、県病院だけではなくて、地域の中核病院も含めてという意味もあったほうが、いいのではないかと気になりました。

**○総合政策課長** その表現は考えたいと思います。先ほどの御意見にあったように、少し県の取組だけに特化している部分もありますが、県民共有の視点でつくっていくプランですので、そこはもう一回見直していきたいと思えます。

なお、県民の主な役割のところにおいては、この書きぶりについて、午前中の人づくり部会でも御意見いただいたのですが、ここに書き込んでいる中身としては、県民一人一人がやっていただくこともありますし、企業、事業体としてやっていただくこと、関連団体としてやっていただくことも含めて、いろいろ書き込んであります。「～においては」という表現が出てくるときには、そういう限定の部分が出てくるというふうに見ていただければと思えます。もう一回、この部分については再精査していきたいと思えます。

**○委員** 6ページの基本姿勢の2番目の「対話と協働によるオールみやぎ体制の推進」というところ。「オールみやぎ」という言葉が少し気になって。私は英語教育にも携わっていますが、こういう単語にいつも引っかかります。曖昧な日本語をより曖昧にするためにカタカナ語を使っているように私には思えます。市町村の目標でも、チーム

何々町というものがあるということを知り、何のスポーツをするのだろうと思いました。それに代わる何かいい言葉はないかなと思って6ページも読んだのですが、ほかの基本姿勢の内容に比べると、少し具体性がないのかなと思ったりして、できたら「オールみやざき体制」という言葉は変えていただきたいなと思います。県がこれを出すと市町村でもっと出てくるのではないかと少し気になりました。私は違和感を感じました。

**○部会長** ありがとうございます。意見として伺っておきます。

**○委員** 御承知のとおり、昨年6月、法律改正がありまして、介護保険の改革があったわけでございます。要支援につきましては、市町村に移譲されるということで、27年度から始まるわけでございます。2年間の猶予がありまして、任せられた部分をどうやっていくか、市町村は今、大変な時期だと思います。私は、この制度が完全にでき上がったら高齢者福祉は充実したものになるだろうと思います。それこそ地域に任せるといふようなことで、なかなかそのあたりは、はっきりしないのですが、市町村の判断でどうでもなるような言い方がなされております。

私たち老人クラブの上部団体では、今まで介護予防あるいは生活支援、そういった面を担ってまいりましたので、その面についての期待が大きいわけでございます。市町村において、そういった面を評価しているかどうかわかりませんが、上部団体のほうからは、そういった面を売り込んで積極的に制度にかかわっていくように、という言い方がなされております。先日も新聞に出ましたが、27年度から串間市が発足するというところで、どうなっているのだろうかという電話で照会してみましたところ、老人クラブなんかは全然対象になっていなくて進んでいるということを知ったわけでございます。市町村の判断でやることですので、市町村の判断に委ねるといふ考えなのかどうか知りませんが、市町村はそれなりに、いろいろ苦勞があるのではないかと、もう少し市町村の判断のよりどころになるようなものを県のほうでも示すべきではないかという気がしてなりません。余りもさらりと書いてあるものですから、果たして市町村がそれを参考にして政策を進めていくことができるかどうか、疑問に思います。御見解をお伺いしたいと思います。

**○総合政策部次長** 今、言われた点については、例えば66ページに地域包括ケアシステムのための人財の確保等ということで記載させていただいていますが、県としても、委員がおっしゃったように、地域包括ケアシステムがどうなるか、きちんと作り上げるかどうかで、今後の地域が大きく変わってくるという認識を持っています。そのために、具体的な方策について、この計画に書くというのはなかなか難しいところがありますけ

れども、県の組織もそれを推進するための組織改正を行いますので、しっかりと各市町村をサポートできるような体制を整えて、なかなか難しい課題もあると聞いていますが、さまざまなセクターがうまくかみ合っていけるような社会をつくっていくということは、県の責務としてしっかり認識をしているところです。

**○委員** 今回のアクションプランに関しましては、障がいのある人たちについても真摯に記述されていまして、読んでいて、以前よりもずっとうれしく思いました。

66ページをごらんください。丸の2つ目を例にして、少しお話ししたいと思います。

まず、この中で「障がいのある人が、自らの決定に基づき」というところでは、障がい者が人生の主体者として生きていくために大変重要な意思決定支援について、今後、各福祉関係のところ、どんな取組をされていくのか、国も今からなので、少し不安に思っています。県のほうではどんなふうにお考えなのかと思います。

それから、その文章の続きで「地域で生活できるよう、社会参加促進のための環境整備に取り組みます」とあります。本当にこうあってほしいと思いますが、県央部と県の端々では社会参加に随分格差ができています。その次にある「自立支援協議会」が各市町村にあるのかなと思います。県内では全部の市町村なり福祉圏域なりに、設立されているのかという質問です。

そして、県民の主な役割のところを見てください。丸の2番目に「障がいのある人が安心して社会参加できるよう、思いやりの心で支援しましょう」とあります。このとおりで、そうあったらありがたいと思いますが、けさの宮日新聞に小山内美智子さんが、使い捨てのはがきをいっぱい集めて、それを換金して自分たちの施設の資金にしたり、社会貢献のために使っているということでしたが、「障がいのある人は、お世話をされるばかりで」というような文言がありました。確かにお世話されるところが大きいし、それはありがたいことですが、今、障がいのある人たちは、もちろん消費者としても地域にかなり出ていきますから、かなり大きな存在になりましたし、逆にそれぞれの能力で生産活動にも参加しています。もう少し能動的な生活者としての障がい者像を、私ども当事者も、どんどん声を上げていかないといけないのですが、少しそういうことを考えまして、ここの中では世話をされる対象、支援を受ける対象、そのとおりで、矛盾した言い方ですが、そういうことを感じました。以上です。

**○事務局** 自立支援協議会は市町村が設立を進めているということだったのですが、現在、全ての市町村に設立されているかどうか、手元に資料がございませんので、確認さ

せていただきたいと思います。

**○総合政策部長** 障がいのことについて、アクションプランの構造もそうなのですが、アクションプランというのは県全体の、それこそ横串を通してのという部分があります。あと、それぞれの事業ごとの計画というのは、89ページ以降の附属資料に、先ほどの言葉でいくと縦割りの個別の計画が、法律に基づくものからそうでないものも含めてありまして、例えば89ページの「B 暮らしづくり」の(2)の2つ目の宮崎県障害者計画、こういうところで具体の施策は、より詳細に書くという手はございます。

ただ、そのときに、アクションプランとか総合計画に記載すべきは、理念というか、考え方、まさにおっしゃるとおりだと思います。一方的に助けてもらう弱者というわけではなく、自分らしく、参加者として、一県民としての立場があるのだということを共通理解にするのは、非常に重要な指摘だと思います。それが「いきいき」「自分らしく」という意味だと思っておりますので、表現ぶりに気になるところがあれば、また御指摘いただければありがたいと思います。

**○総合政策課長** 人づくり関連の30ページの「人財育成プログラム」、取組3-4のほうで、障がいのある方々が自立的に社会に参画できるように、お手伝いをやっていきましようという部分も挙げております。この辺とセットで進めていこうと思っておりますので、ぜひ御理解のほどをお願いしたいと思います。

**○委員** 私は仕事柄、自然を保全して宮崎県の一級の資源を使って観光振興もやっている関係で、70ページのところでお願いが2つあります。

先ほどもお話が出ていたように、霧島のジオパークやユネスコのエコパーク登録というところがありますが、自然を使って観光振興していくということでは、きちんとしたルールがないと、その資源が一遍になくなって、一気にお客様がクモの子を散らすように、なくなるという現状もあります。私たちも、沖縄や四国の海、いろんなところで、お客様は来たけれども、5年後にはダイビングショップもダイバーもいなくなったという現状をたくさん見てきました。こういうことを進めていく中では、当然、大分県や鹿児島県、県をまたがってやるということになっていると思いますので、きちんとしたルールづくりというものを、やっていただきたいと思いますというのがお願いの1つ目です。

2つ目に、取組4-3「豊かな自然と生物多様性の確保」に「宮崎海岸等の砂浜の再生を推進するとともに」という具体的なところが入っているんですが、そこに、できれば、サンゴ礁域の保全や希少生物の保護、そういうものもしっかり入れていただきたい

と思っております。延岡市には日本一のオオスリバチサンゴもあります。串間市には九州最大のサンゴもあります。今、県北も「伊勢えび海道」等で、海の食資源を使って観光振興もされていますが、漁業者にとってもサンゴを守ることが必要不可欠なことになるかと思えます。

また、サンゴというものを考えたときに、海、山、川の中の貴重な生き物というのは、都会の方々を誘客していくときにも、身近であれば大分県、福岡県、そういうところの方々にも、よそにはない観光資源と言えますので、しっかり守るべきではないかと思えます。残念ながら、国立公園になっている関係で、さまざまな制約がかかったりということがあります。水産課の方々とも話した中で出てくるのですが、利権が絡んでくるシビアな問題ということもあります。

もう一つ、有害生物のオニヒトデを駆除するときに、宮崎県ではヒトデというものは食資源に加わっていないのですが、ボランティアの私たちが、それをとるということさえも許されません。かといって漁師がとるかといったら、そういうものをもってサンゴを守るという活動をしているわけではありません。結果的にサンゴを守っている中心はダイバーですが、そこを守りたいのに守ることができていないというのが現状です。そういう意味でも、例えばオニヒトデなどの有害生物の駆除、そのほか山にも川にも出てくると思えますから、そういうものも、きちんとやれるようにしていただければと思っています。

もう一つ、国立公園は、南のほうの日南海岸もそうですが、海域公園という名前に今は変わっておりまして、昔は海中公園と呼ばれていたのですが、海域公園の見直しが全くされていません。延岡でも6カ所、海域公園が存在してまして、そのうちの2カ所はサンゴが残っていますが、あと4カ所はサンゴがありません。今は、ほかのところにサンゴがたくさんあって、これが立派な観光資源になっているのですが、そこは守られないんです。きちんとその辺を、もう一回見直すということは、観光振興という意味と第1次産業を守るということにもなると思えますので、その辺よろしくお願いします。

**○部会長** 貴重な現場からの声も含めてありがとうございます。

**○総合政策部長** 今、祖母傾山系はエコパークについて、まさに取り組んでいるんですが、理念として、保存を完全にするとすると、自然に任せて人間は立ち入らないということではなくて、そことどうつき合っていくかという移行区域、そういうゾーニングがこれからの課題になりますので、それは非常に重要だと思います。

水産面から、いろいろ御提案いただきましたが、ここに書くかどうかは別として、現状をしっかりと把握して、制度がかみ合わなければ、制度をこうしてくださいという声を上げていきたいと思ひますし、現状に基づいて、例えばゾーニングの見直しとか働きかけをやっていくべきだと思ひますので、担当部局とつないでまいりたいと思ひます。

○部会長 ありがとうございます。

時間が押してきましたので、後の部分を一緒に事務局のほうから説明していただいて、この部会の主たるところの御意見は、またその後、一緒にしていただくようにしたいと思ひます。

次に進みたいと思ひますので、事務局のほう、よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、人づくり関連のプログラムについて御説明をさせていただきます。

今、見ていただいております冊子の12ページをお開きください。「1 人口問題対策プログラム」についてです。

まず、現状と課題をごらんください。人口減少につきましては、日本全体、また本県にとって大変大きな課題でありまして、特に本県では、出生と死亡の差による自然減、転入と転出の差による社会減が同時進行している状況です。このままでは労働力人口の減少に加えまして、消費の縮小が経済成長の阻害要因となること、社会保障費の増大による財政上のリスクが高まることなどが懸念されています。

このため、取組方針にありますとおり、子供を生み育てる喜びを実感できる環境づくり、若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備、県外からの移住の促進、都市と中山間等との交流による地域活力の維持・増進に取り組みまして、本県の人口減少に歯どめをかけてまいりたいと考えております。

続いて、プログラムの構成ですが、プログラム1については、3つの重点項目を掲げております。「1 子育ての希望を叶える環境の整備」「2 若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備」、次ページに参りまして、「3 移住・定住人口、交流人口の拡大による地域活力の維持・増進」です。

次の14ページをお開きください。主な重点項目と取組について説明いたします。

まず、重点項目1につきましては、3つの取組を掲げております。

取組1-1「地域全体での子育て支援」です。この内容ですが、官民を挙げた「未来みやざき子育て県民運動」、子育ての不安相談や県民同士の支援体制構築など、子育て世代を県民全体で支えていくこととしております。

続いて、取組1-2「ライフステージに応じた子育て支援」ですが、実施内容として、出会い・結婚・出産・子育て等の各ライフステージで、男女を問わず必要な支援策を必要な方々に提供していくこととしています。

15ページに参りまして、取組1-3「仕事と生活の調和及び地域間・世代間交流の推進」です。内容としまして、仕事と家庭、子育ての両立を図るための制度の充実、地域全体で子育てを支えていく仕組みを構築していきます。

16ページをお開きください。重点項目2については、3つの取組を掲げています。

まず、取組2-1「若者の県内就業機会の確保」では、人手不足時代の到来を見据えまして、県内求人確保とともに、創業に対する支援を行い、取組2-2「U I Jターン希望者と地元企業とのマッチング促進」では、県外のU I Jターン希望者の県内就職に取り組みます。

17ページに参りまして、取組2-3「就業前における県内産業・企業の魅力啓発」では、就業前の学生等を対象に県内企業の魅力を知ってもらう取組を行ってまいります。

18ページをお開きください。重点項目3につきましては、2つの取組を掲げております。

まず、取組3-1「U I Jターン者の移住・定住の推進」では、市町村等と連携した全県的な協議会を設けるとともに、東京と宮崎に「みやざき移住・U I Jターンセンター」を開設し、暮らしと仕事の情報を一元的に提供していきます。

取組3-2「都市との交流を通じた地域活力の維持」では、本県と都市部との連携協定による相乗効果の発揮や、中山間盛り上げ隊の活動等による県内の地域活性化に取り組みます。

13ページにお戻りいただきまして、重点指標についての御説明です。

ここにつきましては、長期ビジョンの将来推計とも関係しますが、2030年の人口100万人維持や合計特殊出生率2.07を目指しまして、本県の総人口、現況113万5,000人を平成32年に106万8,000人、合計特殊出生率を現況1.72から1.82に、県内への移住世帯数を現況228世帯から1,000世帯へ、といった目標を立てております。

続きまして、20ページをお開きください。「2 人財育成プログラム」についてです。

現状と課題をごらんください。現在、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えておりまして、本県が希望と活力のある未来を目指すためには、県民一人一人が能力を発揮できるように人財づくりに取り組むことが重要になります。このため、子供たちの教育をど

う行うのか、また産業や地域を支える人財をどのようにして育成・確保するのか、さらには全員参加型社会に向けて、女性や高齢者、障がい者の方々の活躍促進を、どのように進めるのかが課題となります。

そこで、取組方針にありますとおり、家庭、地域、学校が連携して、宮崎の未来を担う将来世代を育成すること、キャリア教育の充実に取り組むとともに、産学金官等の連携した人財育成によりまして、産業や暮らしの中核人財を育成すること、女性、高齢者、障がい者の方々の活躍促進による全員参加型社会の実現を目指すこと、これらを通じまして、本県の未来を担う人財の育成・確保を図りたいと考えております。

続いて、プログラムの構成ですが、3つの重点項目を掲げております。「1 子どもたちの“生きる力”の向上等による将来世代の育成促進」「2 官民協働による自立した社会人・職業人の育成と中核となる産業人財・地域人財の育成促進」「3 誰もが生涯学び続けられる環境づくりと全員参加型社会の実現」です。

各取組について説明いたします。23ページをお開きください。重点項目1については、4つございます。

まず、取組1-1「親子や地域の絆を深め、家庭と地域の教育力向上を図る取組」では、地域ぐるみで家庭教育を支える環境づくりなどの県民総ぐるみによる教育の充実を、次に、取組1-2「生きる力を育む教育の推進と教育環境の整備・充実」では、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、「みやざき弁当の日」や読書に関する教育の推進など、24ページに参りまして、取組1-3「郷土への思いを育み、地域の課題解決等に取り組む意識・態度の育成」では、伝統・文化を大切にする教育の推進、子供たちが主体的に地域の課題解決に取り組む意識・態度の育成など、25ページに参りまして、取組1-4「グローバルな視野を持ち、イノベーションに貢献できる人財の育成」では、外国語教育や科学技術教育、また先ほど御指摘のありましたICT活用や情報モラルの教育などの推進に取り組むことといたしております。

続いて、26ページをお開きください。重点項目2については、3つの取組を掲げております。

取組2-1「自立した社会人・職業人を育むキャリア教育の推進」では、小・中・高を見通したキャリア教育、産業界や大学、家庭との連携・協働によるキャリア教育の推進など、27ページに参りまして、取組2-2「産業振興の中核となる産業人財の育成」では、産学金官連携による「みやざきビジネスアカデミー」の構築や、中小企業等を支

える中核人財の育成など、28ページに参りまして、取組2-3「地域活性化や暮らし機能の中核となる地域人財の育成」では、地域づくりコーディネーター等の人財育成や、大学等と連携した地域課題の解決に取り組むこととしています。

29ページに参りまして、重点項目3では、4つの取組を掲げています。

まず、取組3-1「誰もが生涯学び続けられる環境づくり」では、高等教育機関や企業、NPO等と連携した生涯学習体制の充実など、取組3-2「女性の活躍促進」では、女性の就業支援やキャリアアップを進める企業等のネットワークの構築、女性の能力開発支援など、30ページに参りまして、取組3-3「高齢者の活躍促進」では、シニアパワーを生かした社会参加に関する啓発・支援、就業機会の確保や技能講習等の実施など、最後に、取組3-4「障がいのある人たちや自立に困難を抱える人たちの活躍促進」では、障がいの多様化に対応した相談支援体制の充実、ひきこもり等の状態にある人やその家族への相談支援体制の充実などに取り組むこととしております。

21ページにお戻りいただきまして、重点指標について御説明いたします。

「将来の夢や目標を持ち職業や生き方を考えている中学3年生の割合」につきましても、現況89%を100%に、「全国学力・学習状況調査での、平均正答率が全国水準以上の調査科目の割合」を、現況75%となっていますが、100%にするといった目標を立てております。

人づくり関連の説明については以上です。

**○部会長** 時間の関係で、その後のプログラム3、4、5についても連続して説明をよろしく願いいたします。

**○事務局** それでは、産業分野につきましても、やや駆け足で説明をさせていただきます。

32ページをお開きください。まず、「3 産業成長プログラム」についてでございます。

現状と課題をごらんください。人口減少は、労働力人口減少や地域経済の縮小など、産業面への影響も懸念されておりますが、このような中でも、フードビジネスなどの成長や交通インフラ整備の進展も見られており、安心して働ける社会の実現のため、産業界や産学官連携、また世界市場に視野を広げたグローバルな取組などが重要となります。

これらを踏まえた取組方針を4点に整理しており、33ページのプログラムの構成にあるとおり「1 本県産業や雇用を牽引する成長産業の育成」「2 本県の基幹産業である農林水産業の成長産業化」「3 交通・物流ネットワークの整備及び物流の効率化・低コス

ト化の推進」「4 アジア等との交流促進やグローバルな視点で事業展開を目指す企業の支援」の4つの重点項目に整理しております。

それらの成果を見るための指標といたしまして、重点指標の1番目と2番目、売上高が一定規模以上に成長した中核的な企業数に係る指標については、今のところまだ検討しているところですが、4番目の新規企業立地数100社、5番目の雇用創出数5,000人、6番目の農業産出額3,500億円等の知事の政策提案を受けた目標や、34ページの最後になりますが、輸出額1,500億円といった目標を立てております。

各取組につきましては、35ページから記載しております。

重点項目1については2つの取組を掲げており、まず、取組1-1「広範囲なフードビジネスの展開」では、農林水産物の付加価値創造や人財育成、オープンラボ等による支援など、取組1-2「本県の強みや特性を生かした産業づくり」では、商工業分野を戦略的に推進するためのビジョンの策定や、外貨を稼ぐ中核的企業の育成、36ページになりますが、重点分野を中心とした企業立地の促進、メディカル産業の振興などにより、本県を牽引する産業を育成することとしております。

次に、37ページをごらんください。重点項目については、3つの取組を掲げており、まず、取組2-1「物流・販売力の強化」では、魅力ある商品・産地づくりやブランド力の強化、効率的な物流体制の構築、新たな国・地域への販路開拓や輸出品目の拡大推進など、取組2-2「生産基盤の強化」では、新品目・新技術等の研究開発・普及や、農地中間管理事業を活用した農地等の集約化、再生林による森林の若返り対策や、伐採・搬出等の効率化など、さらに38ページの取組2-3「多様な担い手・経営体の育成・確保」では、企業・他産業からの参入対策、農林水産業を牽引するリーダーの育成などにより、農林水産業の成長産業化に取り組むこととしております。

次に、39ページをごらんください。重点項目3については、3つの取組を掲げており、まず、取組3-1「東九州自動車道の県南区間と九州中央自動車道等の整備促進」では、高速道路未整備区間の整備促進や、県内各拠点とのアクセス道路の整備、続いて、取組3-2「重要港湾の機能強化とポートセールスの積極的な展開」では、海上輸送ネットワーク構築に向けた各港湾施設の機能強化や、貨物集約や航路誘致などのポートセールス活動、さらに40ページの取組3-3「陸・海・空の交通・物流ネットワークの維持・充実及び物流の効率化・低コスト化の推進」では、宮崎空港の利用促進やPR、荷寄せやモーダルシフトなどによる物流の効率化・低コスト化、東九州新幹線整備に向けた取

組などにより産業の成長を下支えする交通・物流ネットワークの整備に取り組むこととしております。

最後に、41ページをごらんください。重点項目4については、2つの取組を掲げており、まず、取組4-1「アジアをはじめとする世界市場の開拓」では、「みやざきグローバル戦略」の策定による県産品の輸出促進、ジェトロ等と連携したきめ細やかな支援など、続いて、取組4-2「海外との交流を担うグローバルな人財の育成・確保」では、県民の国際理解に向けた取組や民間交流の促進、グローバルなビジネスを担う人財育成などによりグローバルに活躍する企業や人財の育成に取り組むこととしております。

続きまして、「4 地域経済循環構築プログラム」についてです。

42ページをお開きください。現状と課題です。県際収支において、移入額が移出額を大きく上回っている状況は、本県の経済成長の阻害要因の一つとなっております。持続的な発展のためには、外貨を獲得できる中核的企業の育成や、県内企業相互の取引拡大、県内調達、地産地消などにより地域内の経済循環を促進するとともに、太陽光やバイオマスなどの地域資源の利活用を進めていく必要があります。

これらを踏まえた取組方針を3点に整理しており、プログラムの構成にあるとおり「1 地域経済の循環促進」「2 地域資源・エネルギーの循環促進」の2つの重点項目に整理しております。

その指標といたしまして、43ページの重点指標のところですが、長期ビジョンの戦略目標でも掲げました県際収支に関しては、より具体的な指標を今、検討しているところです。そのほか、新エネルギー総出力電力83万4,000キロワットの目標を掲げております。

44ページをお開きください。重点項目1については、4つの取組を掲げており、まず、取組1-1「中小企業・小規模事業者の競争力・経営力の強化」では、中小企業等と中核的企業との取引、連携拡大を促進するとともに、新商品等開発・販路拡大等により本県経済を支える中小企業等の支援、経営革新や農商工連携等の取組促進など、取組1-2「産業・大学・金融・行政（産学金官）連携の強化による技術開発・移転」では、産学金官連携による研究開発や実用化支援、試験研究機関等からの技術移転など、45ページの取組1-3「県民運動の展開による県内需要の喚起」では、3つの県民運動の展開による経済循環や交流の促進、取組1-4「中山間地域の産業振興」では、特産品の販路拡大等による地域外からの資金や仕事の獲得や、人財・資源といったものの循環の支援、立地条件等を生かした新たな地域特産物等の導入などに取り組むこととしております。

す。

次に、47ページをごらんください。重点項目2については、2つの取組を掲げており、まず、取組2-1「環境・新エネルギー関連産業の育成」では、太陽光、バイオマスや水素エネルギー関連分野など、将来の産業化を見据えた取組の推進、太陽光発電関連産業への参入、木質バイオマスの収集運搬や施設整備の支援など、続いて、取組2-2「地域資源・新エネルギーの利用促進」では、太陽光、バイオマス、小水力等の地域資源を活用した新エネルギーの導入、エコフィールド等の取組の推進などにより、地域資源やエネルギーの循環促進に取り組むこととしております。

最後になりますが、「5 観光再生おもてなしプログラム」についてです。

48ページをお開きください。現況と課題をごらんください。人口減少による観光需要の縮小や、地域間競争の激化などが見込まれる一方、外国人観光客の増加やインフラ整備促進等の追い風も吹いていることから、観光の再生を地域経済の活性化や雇用に結びつけていくことが、課題となっております。

これらを踏まえ、取組方針を3点に整理しております。49ページ、プログラムの構成にあるとおり「1 宮崎ならではの魅力ある観光地づくり」「2 スポーツの聖地としての『スポーツランドみやざき』の構築」「3 外国人観光客とMICEの積極的な誘客・誘致強化」の3つの重点項目を掲げており、成果を見るための指標といたしまして、長期ビジョンの長期戦略でも掲げました1番目の観光入込客数1,590万人、2番目の訪日外国人観光入込客数40万人、4番目の観光消費額1,650億円などの指標を掲げております。

取組につきましては、50ページをお開きください。重点項目1については、3つの取組を掲げており、まず、取組1-1「『神話の源流みやざき』の国内外への発信」では、各種プロモーションによるブランドイメージの浸透、神話等に県民が触れる機会の創出など、続いて、取組1-2「地域の観光資源の掘り起こしと磨き上げ」では、体験型メニューやスポーツツーリズム等の推進、官民一体で観光戦略を企画・実践していくプロジェクトチームの立ち上げ、Wi-Fi環境整備などによる全ての観光客にやさしいまちづくりなどに加え、地域への愛着や誇りを持てるような新たな県土美化条例の制定に向けた検討など、さらに51ページの取組1-3「効果的なPRと情報発信」では、ターゲットを明確にしたPR、インターネット等を活用した情報発信、キャッチフレーズによる統一的なPRなどに取り組むこととしております。

52ページをお開きください。重点項目2については、2つの取組を掲げており、まず、

取組2-1「スポーツキャンプ・合宿等の受入体制の整備」では、既存施設の整備充実などによる全県化・通年化・多種目化や、ソフト面での受け入れ体制の充実など、取組2-2「オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたキャンプ・合宿等の誘致強化」では、キャンプやスポーツイベントの誘致に向けて、官民一体となった誘致体制の強化などに取り組むこととしております。

次に、53ページをごらんください。重点項目3については、2つの取組を掲げており、まず、取組3-1「外国人観光客の誘客促進」では、国際定期便や大型クルーズ船等の活用や免税店の充実等による外国人観光客の積極的な誘客、続いて、取組3-2『「地方型MICE都市みやぎ」の確立』では、官民連携のMICE推進体制の整備や、アフターコンベンションメニュー開発等によるMICEの誘致促進に加え、地方都市ならではの統合型リゾートの整備を目指していくこととしております。

駆け足で申しわけございませんが、産業分野にかかわる説明は以上でございます。

**○部会長** 時間のない中での説明、ありがとうございました。

最後の5分程度は、我々のくらし部会のほうの最後の質問の時間にしたいと思いますので、今から15分強の時間になりますが、プログラム1から5までは、他の2つの部会でも専門的に議論していただきたいと思いますけれども、我々のほうからも御意見等をいただければと思います。時間が少し詰まっていますので、質問の内容を簡潔にさせていただいて、進行のほうに御協力をお願いいたします。1から5までどのプログラムでも結構ですので、気づいたこと、御意見をいただければと思います。

**○委員** 20ページと28ページに「自治会」という記載がありますが、県内で自治会という形では名称が統一していないと思います。自治公民館がそれを担当しているところもありますので、「地縁団体」というような書き方に改められたほうが、県内としてはいいのではないかと思います。

それと、14ページに児童虐待が出てきます。これは文言的な問題ではありませんが、現在、ネグレクトも児童虐待だということで、児童相談所に相談しても、はっきり言って職員が足りません。ふやしてください。これはお願いです。要するに、学校の現場に行くと、ネグレクトぐらいでは児童相談所は動かないんです。命に関係するところでしか動いてくれないので、その辺で職員の増員を切に希望します。

次のページに「家庭環境等に左右されず、全ての子どもの学力を保障するため、教職員等の」とありますが、今、情緒障がいと知的障がいのある子どもたちが、一つのクラ

スに大体2割いると言われていています。全般的に職員の数が足りません。ここら辺も含めて、文言がどうこうというよりも、県に対して2つお願いしておきます。

○部会長 ありがとうございます。御意見として伺うということでもよろしいでしょうか。

○委員 1点だけ、39ページ、交通・物流のネットワークのところの取組3-2「重要港湾の機能強化とポートセールスの積極的な展開」の最初の丸の4行目に「港内静穏度の確保に必要な」云々とあります。実は宮崎県の港で一番問題になっているのは、港内静穏度というよりも喫水がないということです。船舶の大型化に対応した港になっていないというのが一番大きな問題で、特に細島港が、宮崎県の物流としてはかなめになるのだと思いますが、岸壁の深さが足りない。船が喫水調整して、よそで荷物をおろして、喫水のある程度上げてから入るという非常に使いづらい港になっていて、ハンディキャップになって、利用が伸びないという背景がありますので、静穏度の確保というよりも根本的な問題はそこにあるので、それを書かれたほうが良いと思います。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 26ページの取組2-1あたり、キャリア教育とか入り口の部分での支援もそうですが、宮崎県では新卒で入ってやめてしまう人が、他県に比べて10%ぐらい割合が高いというデータを拝見しています。新卒で入った人たちの、セミナーなのか何だかわからないのですが、そういう部分のサポート支援、ここに盛り込んでいるのかもしれませんが、もう少し、そこもあってもいいのかなと感じました。

28ページの取組2-3でも地域づくりコーディネーターが出てきます。私自身も実は地域づくりコーディネーターとして、民間の協議会の中で、割と自由な発想の中で活動させていただいていますが、現状の多くのコーディネーターの方は、本職があって、あいている時間の中で、そういう業務に携わっているというところなんです。時間があればもっとできるのにといいところで、自分たちの仕事がある中で、そこまで踏み込んだところできていないというもどかしさを私は感じています。ここで書かれているリーダーとか、コーディネーターというのは、現状のような形での、本業は別に持っていらっしやって、片手間というか、それとは別にされていくリーダー、コーディネーターを想定されているのか、専門的に地域を支えるリーダー、コーディネーターを育てていきたいのかというところを、明確にさせていただけるとよろしいかなと感じております。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

○委員 質問ですけれども、重点指標の表の目標値や現況値に、調査中とか検討中と書

いてありますが、これはパブリックコメントまでにはまとまるのでしょうか。

**○総合政策課長** もちろんパブリックコメントまでにはまとめて、その前に皆さん方にも御意見をいただけるように御提示した上で、決定していきたいと思います。現況値が調査中というのは、アンケート調査や統計上の問題として、最新の数値がもう少ししたら出てくる、そういう状況で調査中です。検討中の部分については、我々としてはできるだけ前向きの数字でいきたいということで、いろいろ折衝しているところでございまして、御提示できる段階になったら、速やかに御提示して御意見をいただきたいと思いますと考えております。

**○部会長** よろしいでしょうか。

**○委員** 関連して、例えば21ページの重点指標の上3つは、重点項目1の子供たちの学力とか体力になっていると思いますが、重点項目2と3の達成度を見るための指標の関係はどうなんでしょうか。プログラムの構成と重点指標の関係はそれぞれあるんでしょうか。

**○総合政策課長** できるだけそれぞれの重点項目に沿うような形での設定ということは考えております。ただ、それぞれ、ぴったりしたものがある、ないという場合もありますし、1つの項目に3つぐらいの側面から、きちっと指標を設定していったほうが、いいだろうということもあります。これについては、先程も出ましたように、アクションプランの重点指標という部分と、これから後につくります工程表で、それぞれの取組に対してつくっていく、どちらかというアウトプット主体の取組指標という部分が出てきます。全体を見ながら進行管理をしていくことになっていきます。ここでの重点指標においては、アウトカムとして、実際やった成果としてどういうところを見ていくかという視点で選んでいます。これを追加したほうがいいのか、そういう御意見は当然承りますので、出していただければと思います。

**○部会長** ほかにプログラム1から5について、ございませんか。

**○委員** 14ページの取組1-2「ライフステージに応じた子育て支援」ですが、国も、出会いから出産、子育てを一貫してやりなさい、というような示し方をしているかと思います。先ほど新卒の離職という話も出ましたが、くくり方とすると対象はみんな若者です。起こること（イベント）でいくと、こういう分け方になりますが、若者のライフステージそのもののサポートという視点があったほうが、我々が仕掛けるとしてもやりやすい。これは婚活、これは出産、これは離職。実は同じ人というよりも、この人たち

をみんなで支えましょうというつくりのほうで、みんながネットワークを組んでやるとしたら、やり易いのではないかと読みながら考えました。これは意見ということで、聞いていただければいいかなと思います。

23ページに、子供の生きる力というところがありますが、取組1-2の中で「確かな学力」ということがうたわれています。確かな学力というものを見ると、基礎的な知識や技能を身につけた上で、さらに応用力をつけましょうという書き方が、文科省の中でされています。防災などをやる時、この手順だと、決まったものを頭に入れて、暗記して覚えてやりなさいといっても、これは生きる力になっていきません。先ほど出たスマートフォンもそうですね。課題は何だと気づいて勉強するというような流れも、一つつくっていかないと、今後、道徳の教育も、どちらかという先生がファシリテーター的な教育にしていかなないと、基礎から全部入っていくのは、今からの時代に合わないのではないかと思ったりしております。これも意見です。以上です。

○部会長 ありがとうございます。

○総合政策部長 日本は今、学校を卒業してから高齢になる間、行政からアプローチするシステムが、ほぼないということが大きな課題です。高校生まででしたら、一応アプローチするすべがありますが、それを超えて、例えばひきこもられた方に、誰がどういうアプローチをするか、実は今までの行政は非常に弱いと思っています。一方で、今までの社会保障というと、高齢者の3経費ということで、医療、介護、年金だったものが、子育てとか少子化対策も入ってきて、やっとなら若年層向けにも目を向けようという動きが出ているのが現状で、まだまだこれからの課題だと思っています。今、どういう切り口をかけるか、かなり難しい課題だと思いつつ、問題意識を共有させていただいたと思っております。

○部会長 ほかにございませんか。

細かいことなのか大事なことなのか、少しわからなくなりましたが、39ページの県民の主な役割、これはインフラのことですが、例えば「高速道路などが担う役割や機能として、どのようなものがあるのか理解しましょう」、これは理解することも大事なのですが、理解して何を目標とするのかということが、少しわかりにくいと思います。理解して、次の要望活動を行いましょうということであればわかりますが、これは何か完結していないなと思います。

それから、「港湾が担っている役割や機能について、どのようなものがあるか理解しま

しょう」というのは、大学の試験としてはいいのですが、県民の方に訴えるには、少し具体性に欠けるのかなと思いました。

ほかのところにもあるかもしれませんが、もっとしっかり書かないといけないのではないかと思いましたので、またチェックをよろしくお願いします。

プログラム1から5についてほかにございませつか。どうぞ。

○委員 29ページの取組3-2「女性の活躍促進」で、県としても女性が働きやすいように、協議会が新しく立ち上がったというニュースを拝見しましたが、今いろいろな働き方があると思っていて、組織に所属して働く以外に、自宅でパソコンを使いながら、ネット上でやるような仕事もかなりふえてきています。例えば育休中のお母さんであるとか、外に出て働くことが難しいような、女性に限らずですが、そういった仕事もふえているので、そういう情報がもっと、どんどん発信されるといいのかなと思います。もちろん会社自体が、女性の働きやすい環境を整えていくということも大事ですが、そういう新しい働き方の提案という部分での発信を、していただけるとありがたいと思います。以上です。

○部会長 貴重な意見をありがとうございます。

○委員 39ページのところです。大切なことかなと思って一言言いますが、「港湾が担っている役割や機能について、どのようなものがあるか理解しましょう」というのは、県民の方にインフラの理解——港湾をつくったことによって周辺の環境が変わってしまうという問題が、実は宮崎県にもあって、あるいは河川の防災のために、あることをやると、それがまた自然をある程度傷める部分があります。これは、防災機能について理解するような取組を県が推進していく、そういう意味合いのものなのかなと思って見ていました。この言葉が悪いのではなくて、そういう取組が実はあるようでないし、理解されているよう理解されていないし、多様な意見が出てくる場合がありますので、ぜひここは押さえていただきたいと思っます。

○部会長 ありがとうございます。

プログラム1から5については以上でよろしいでしょうか。

では、もう一度、プログラム6、7、8について、先ほど御質問ということでしたが、よろしくお願いたします。

○委員 質問でもないんですが、67ページの下のほうに見守りの関係で、民生委員とか、みやざき地域見守り応援隊というものが出ておりまして、大変ありがたく思っておりま

す。昨年2月に、みやざき地域見守り応援隊が発足しまして、13の事業所と締結しました。私も同席したんですが、11月にはセブンイレブンが参加いただいて、14の事業所ということでございまして、昨年2月から12月の間に、12～13件の孤立死を含む相談が各市町村の窓口に来ておるわけでございます。そういうことで、民生委員としても助かっておるわけでございますが、みやざき地域見守り応援隊に、もっと多くの事業所の方が締結していただきたいという要望でございます。以上です。

○部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○総合政策部次長 先日、この関係の九州での会議があって、そのために実績を調べると、やはりこれをやった結果で、人の命が救われたという事例がありますので、我々としてもしっかり広げていく努力を、企業等の協力も得ながらしていきたいと思っています。

○部会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

では、いろいろな視点からの御意見あるいは御質問をいただきました。今回初めて、我々の暮らし部会のほうも、特にプログラム6から8までについての御意見をいただきましたが、この意見については、ほかの2つの部会とも調整をつけながら、事務局のほうで整合をとって、次のステップに進んでいただくということになるかと思えます。この内容につきましては、いただいた御意見等を含めて修正をよろしく願いいたします。

最後の議事の「その他」がありますので、事務局、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、簡単に2点ほど御連絡をさせていただきます。

資料3「今後のスケジュールについて」をごらんください。

まず、今、開いている専門部会の日程が書いてありまして、来週月曜の産業づくり部会で専門部会が終了いたします。4月から素案のパブリックコメントを実施したいと考えております。その下に太字で記載してありますが、5月の会議の日程を決めさせていただいております。5月13日（水）14時から16時の日程で、県庁本館講堂にて、知事も出席しまして、審議会委員の皆様と専門委員の皆様全員による合同会議を開催することにしております。ここでアクションプランの最終案を提示しまして、御意見を伺うという形になります。委員の皆様にはお手数をおかけしますが、予定の調整をお願いできればと思っております。専門委員の皆様につきましては、5月の会議が最終となります。その後、5月の下旬に知事へ答申を行いまして、6月の定例県議会に議案としてアクションプランを上程することとしております。

最後に、6月の会議日程を記載しておりますけれども、こちらは審議会委員の方のみ御出席いただき、現行アクションプランの最後の評価をしていただくという形になります。こちらにも日程を決めさせていただいております、6月9日（火）14時から16時まで、県庁本館講堂にて開催を予定しております。審議会委員の皆様につきましては、こちらにも予定の調整をお願いいたします。

また、別紙としまして、「アクションプラン（素案）に係る御意見について」という用紙を1枚お手元に配付しております。きょうの会議で皆様の御意見をいろいろお伺いしたのですが、後日、どうしてもここは言っておきたいという部分がありましたら、その用紙に記載いただきまして、4月15日ぐらいをめぐりにファクスで送信いただければと思っております。

説明は以上です。

**○部会長** ありがとうございました。

では、今回の委員会につきましては、以上で終了させていただきたいと思っております。

円滑な進行に御協力いただき、忌憚のない専門的な意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

**○事務局** それでは、以上をもちまして、宮崎県総合計画審議会第4回くらしづくり部会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

午後5時閉会